香美市成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、成年後見制度の利用を促進し、もって市民の権利擁護の推進を図るために、民法(明治29年法律第89号)で定める成年後見制度の後見、保佐及び補助開始等の審判の請求、その他の費用を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 助成対象者 この告示により助成を受けることのできる者
 - (2) 審判請求 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求
 - (3) 審判請求費用 審判請求において家庭裁判所に予納すべき費用
 - (4) 成年後見人等 民法第843条、第849条、第876条の2、第876条の3、第876条の7又は第876条の 8の規定により家庭裁判所が選任した成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人 又は補助監督人
 - (5) 報酬等費用 成年後見人等に対する報酬の支払に係る費用
 - (6) 成年被後見人等 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、市長又は本人若しくは4親等以内の親族が行う審判請求により家庭裁判所により成年後見人等が選任された者
 - (7) 施設等 別表第1に掲げる施設
 - (8) 保険者等 次に掲げるいずれかに該当するもの
 - ア 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険者
 - イ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険者
 - ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施機関
 - エ 老人福祉法による入所措置の実施機関
 - オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による 給付の決定機関
 - カ 知的障害者福祉法による入所措置の実施機関

(報酬等費用の助成対象者)

- 第3条 報酬等費用の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する成年被後見人等とする。
 - (1) 次のア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81条)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者 (市内の施設等への入所、入居又は入院(以下「入所等」という。)に伴って転入した者で

あって、保険者等が香美市以外のものを除く。)

- イ 市外の施設等への入所等に伴って転出した者であって、保険者等が香美市であるもの
- (2) 次のアからウのいずれかの要件に該当する者
 - ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であること。
 - イ 市町村民税非課税世帯に属している者のうち、次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - (ア) 預貯金、現金及び有価証券等の合計金額(以下「預貯金等の額」という。)が、家庭裁判 所の決定した報酬額に30万円を加えた額を下回ること。
 - (イ) 居住する家屋その他日常に必要な資産以外に容易に処分できる資産がないこと。
 - ウ 香美市老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱(令和5年香美市告示第15号) 第4条第3項に定める措置の決定を受けた者のうち、次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - (ア) 預貯金、現金及び有価証券等の合計金額(以下「預貯金等の額」という。)が、家庭裁判 所の決定した報酬額に30万円を加えた額を下回ること。
 - (イ) 居住する家屋その他日常に必要な資産以外に容易に処分できる資産がないこと。
- (3) 香美市成年後見制度における市長による審判の請求に関する要綱(令和5年香美市告示第197 号)に基づく市長による審判申立てを行った者又はそれに準ずる者
- 2 前項の規定にかかわらず、成年後見人等が成年被後見人等の親族である場合は助成の対象としない。

(助成対象期間)

- 第4条 報酬等費用に係る助成の対象期間(「助成対象期間」という。)は、報酬の付与の審判に記載された報酬期間のうち、成年被後見人等が前条第1項各号に該当している期間とする。
- 2 報酬の付与の審判に記載された報酬期間の開始日が月の途中の場合は、当該月については1月と みなす。
- 3 前条第1項第2号ウに該当することによって助成対象者となる者にあっては、前2項の規定に係わらず、当該措置期間を助成対象期間とする。

(助成の額)

第5条 報酬等費用に係る助成額については、別表第2に定める助成の上限月額に助成対象期間(月数)を乗じた額と家庭裁判所審判により決定された報酬付与額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)との差額を助成する。ただし、算出された助成額に100円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、報酬助成申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を 添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条に該当することが分かる書類
- (2) 家庭裁判所が発行する報酬付与の審判に係る決定通知書の写し
- (3) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し及び家庭裁判所に提出した財産目録の作成日から当該申請の日までの預金通帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書の提出期限は、報酬の付与の審判の日の翌日から起算して60日以内とする。

(決定及び請求)

- 第7条 市長は前条の申請書及び添付書類の内容を審査したうえ、助成金の交付の可否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付決定・却下通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。
 - 2 助成金の交付決定を受けた者は、助成金請求書(様式第3号)により、前項の通知を受けた日から30日以内に市長に請求するものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第8条 助成金の交付決定を受けた成年被後見人等の成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況又は生活状況の変化があった場合は、速やかに資産状況等変更報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。

(交付)

第9条 市長は、第7条の規定により助成金の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(返環)

第10条 市長は、助成対象者等が偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

根拠法令	施設等名称
生活保護法	• 保護施設
	・障害者支援施設
障害者の日常生活及び社会生活を	・のぞみの園
総合的に支援するための法律	・共同生活援助が提供される施設
	・福祉ホーム
老人福祉法	・老人福祉施設
	・有料老人ホーム
高齢者の居住の安全確保に関する	・サービス付き高齢者向け住宅(ただし、有料老人ホー
法律	ムに該当するものに限る。)
介護保険法	介護保険施設
	・特定施設
	・認知症対応型共同生活介護が提供される施設
	・介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設
医療法	・医療提供施設

別表第2 (第5条関係)

成年被後見人等の生活の場	助成の上限月額
在宅	28,000円
施設等	18,000円

助成対象期間中に生活の場が在宅である期間と施設等である期間が混在している月については、当該月は在宅の期間とみなす。